

令和2年5月7日

保護者 様

川崎市立川崎高等学校
校長 高井 健次

臨時休業期間の延長についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各家庭におきましてご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

これまで、臨時休業を令和2年5月8日（金）までとしておりましたが、国による緊急事態宣言の延長の決定を踏まえ、川崎市教育委員会より市立学校における臨時休業期間の延長が示されました。

つきましては、次のように対応いたしますので、保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しており、今後の状況により、措置を変更する場合があります。

記

- 1 臨時休業期間の延長について
令和2年5月31日（日）まで、臨時休業期間を延長いたします。
 - ・ 6月1日（月）以降の対応につきましては、国・県の方針、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえた教育委員会の決定に基づきお知らせいたします。
 - ・ 国の緊急事態宣言の再延長又は県の臨時休業期間の再延長要請があった場合には、当該宣言又は要請の定める期限まで、臨時休業期間を延長する予定です。
- 2 臨時休業期間中の過ごし方について
 - ・ 原則として、生徒は家庭学習といたします。4月にお知らせした「臨時休業中の学習について」の学習方法を継続してください。家庭学習の方法や内容を改定した場合には改めてお知らせいたします。
 - ・ 不要不急の外出を控え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてください。
 - ・ 体調管理を十分行ってください。体調が悪くなったり、病院で診察を受けたりした場合は学校へその旨ご連絡ください。
- 3
 - ・ 川崎市総合教育センターのホームページにおいて、ICT を活用した家庭学習のためのWEBサイトの紹介をしていますので、インターネットが利用可能な方は当該ホームページの閲覧をお願いいたします。
- 4 「個別相談等の支援」等について
 - ・ 不安を抱える生徒等への希望制による個別相談、電話相談窓口の設置等の実施による支援は継続いたしますので、ご心配、ご不安な点がございましたら学校までご相談ください。

(問合せ)
川崎市立川崎高等学校
定時制教頭 成田 滋

電話 044-244-4981